

ランニング走路の利用に伴う留意事項

- ① ランニング走路開放終了時間の22時には、使用簿の記載を完了し、校舎の外に出ているようにしてください。
- ② 自動車は、校内の決められている場所に駐車してください。**道路や近隣私有地には絶対に駐車しないでください。**
- ③ 利用の際は、ランニング走路使用者カードを必ず提示してください。
- ④ ランニング走路利用前・利用後に使用簿の記載をお願いします。
- ⑤ 学校敷地内（校庭やグラウンドを含む。）は、すべて**禁煙、飲食は禁止（持ち込みも含む）**です。
- ⑥ ランニング走路利用後に**他の利用者がいない場合は消灯、施錠（窓が開いている場合）を必ずしてください。**
- ⑦ 開放校の施設を損傷した場合、**必ず報告してください。**なお、故意または過失によって損傷した場合にはその賠償責任の責めを負っていただきます。
- ⑧ ランニング走路利用中の事故については責任を負いません。健康に十分注意して利用してください。
- ⑨ 貴重品等の荷物は、各自の責任において管理してください。
- ⑩ **小学生以下の方が利用する場合は、必ず保護者が同伴してください。**

※8月13日～15日、12月28日～1月3日はランニング走路は使えません。それ以外の利用中止日については、下記ご案内をご覧ください

三条市福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室

TEL : 34-5511

FAX : 34-5572

e-mail : kenko@city.sanjo.niigata.jp

《ご案内》

ランニング走路利用中止日については、三条市ホームページ及び小中一体校管理室窓口に掲示しますので、ご確認ください。

使わない場所（入口やトイレなど）の電気はこまめに消して節電のご協力をお願いします。